

議 事 の 経 過

1. 開会 小島総務課長
2. あいさつ 柏総務部長・中島会長

※ 事務局より、三枝委員と田中委員の2名が欠席であること、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中4名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者がいないことを報告

3. 議題

第1号 議事録承認委員の指名

事務局より、中島会長と飯野副会長を提案し、了承された。

第2号 個人情報保護条例第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について(目的外の利用、提供及び本人通知省略)

【国保データベース分】

【説明】 保険年金課長が、諮問書及び資料(資料番号1)に基づき説明。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局又は担当課

※ ①目的外利用をする課である「健康スポーツ課」の事業内容について、②国保や介護のデータを利用した方が効率的なのか、③国保データベースは全国的な事業なのか。

→ ①平成25年度からの組織の見直しにより、「スポーツ」に関する事務は教育委員会から町長部局に移り、保健事業を担当していた健康課が担当することとなったため課の名称が「健康・スポーツ課」となった。②医療と検診と介護の情報を名寄せし、より広い視野から活用できる。③全国展開されるシステムである。

※ ①これまでの事務との変更点はどこか、②「二重の暗号化」はセキュリティーの見地からか、それとも個人情報保護の見地からか。

→ ①現在、別々に保有・管理している「医療」「検診」「介護」のデータを名寄せするシステム「国保データベース(以下「KDB システム」)」が新たに作られた。②KDB システムは閉鎖ネットワークを利用するので、セキュリティーと言うより個人情報保護のためである。

※ 個人情報の定義として「特定の個人が識別される情報」であることがポイント

であると思うが、KDB システムのサーバーでは個人情報扱わないのか。ビッグデータの考えでは必ずしも個人情報と言えなくとも、個人ごとに割り振られた番号などが蓄積されると、結局は個人を特定する情報と近くなると言われているがどのような認識か。

→ 町の個人情報保護条例に規定される個人情報の定義も「特定の個人を識別することが出来る情報」とある。今回の KDB システムの運用に当たり、国民健康保険団体中央会(以下「国保中央会」という。)に個人情報を提供するという認識はしていない。

※ 本人通知省略について、「本人に選択の余地が無い」とはどういうことか

→ 診療報酬明細書や検診のデータが神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送られるのは本来の仕組みであり、避けられない。

※ 書類が送られてしまっても、どのように利用されるのかは本人に通知すべきではないか。行政が利用するかどうかではなく、本人が利用されていることを知らないことが問題である。本人通知は個人情報保護制度の生命線だと考えられる。住民から異議があった場合に対応できるのか。

→ KDB システムには「統計情報」もあり、国民健康保険の全ての被保険者のデータが必要。保健指導については個人の希望で実施しないこともある。KDB システムの利用については目的外利用について広報紙やホームページで周知し、国民健康保険運営協議会でも説明する。

第 3 号 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づく 諮問について(目的外の利用、提供及び本人通知省略)

【農地基本台帳分】

【説明】 農業委員会事務局長が、諮問書及び資料(資料番号 2)に基づき説明。

【質疑】(凡例) ※ : 委員、 → : 事務局又は担当課

※ 改正後の法律に「公表」とあるが、①公開される情報はどのような情報で、法務局にある情報との違いは何か、②農地の定義は何か、③全ての人が見覧できるのか。

→ ①農地の貸し借りのための情報を、承諾を得た上で公表する。法務局の登記情報と異なり、農地の現状についての情報が含まれる。②田、畑、採草放牧地である。③公表の方法は、町のホームページへの掲載を予定している。その他国や県からの求めに応じる場合もある。

※ 本人通知について、「対象が大量」とはどういうことか。

→ 農地の筆数が約 15,000、農家の戸数が約 320、通知の対象となる所有者は 5,000

～6,000の見込み。

※ 資料によると(固定資産課税台帳や住民基本台帳との照合が)未実施の理由が、個人情報保護条例とあるが寒川の場合はどうか、そうであったなら、どのような支障があったのか。

→ 以前から、農地基本台帳(以下「台帳」という。)の電子化及び固定資産課税台帳・住民基本台帳との照合について検討はしていたが、予算等の問題から電子化そのものが実現していなかった。今回、台帳の整備について電子化を含めて法定化されたことから、台帳の電子化及び他の情報との照合を実施しようとしているのであり、当町の場合、これまで実施していなかった理由は個人情報保護条例の問題ではない。

※ ①改正法は成立しているのか、②「公表することが適当でないもの」を定める省令の情報はあるか。

→ ①平成25年12月5日に公布されている。②現在のところ具体的な情報は無い。個人情報は公表しない情報として規定されると予想している。

※ 改正後の法律と条例との関係はどのようになるのか。平成26年4月に改正法が施行されたら、今回のような審議会への諮問する必要も無く、目的外利用が可能と考えるのか。

→ 改正後の法律に、明確に「固定資産税台帳や住民基本台帳に記載された情報を利用する。」と規定されておらず、解釈や見解としても示されていない。このため改正法の施行以後も、「法令に規定されている」とは言えないと考えている。今回の諮問は、外部提供もあるが、目的外利用についても含めた諮問である。

※ 本人への通知は個人情報保護制度の生命線である。諮問書の記述内容は大変重要と思うが、この程度の文章で良いのか疑問である。

※ 個々には本人通知をしないとしても、広報紙等での周知は予定しているのか。農地を持っているのは町内の人とは限らないので、その点も留意してほしい。

→ 今年度は予定していないが、来年度の本格稼働に向けて、町のホームページや広報紙での周知のほか、説明会なども検討したい。

答申案についての意見・採決

中島会長が、各委員の意見を聴いたところ、各委員とも承認する旨の考えであったが、次のような意見があった。

議案第2号・第3号に共通する意見

- ・制度の運用に当たっては、細心の注意を払ってもらいたい。
- ・広報紙掲載等の周知に努めてほしい。

議案第3号に関する意見

- ・本人通知の対象が「大量」とするのは疑問がある。
- ・法律に規定されたことで、条例上の個人情報の取り扱いがどう変わるのか、より明確にして運用されたい。

委員全員の賛成により、議案第2号・第3号ともに、諮問のとおり承認することに決した。ただし、次の主旨の付帯意見を付すこととする。

議案第2号・第3号

- ・システムの運用については細心の注意を払うこと。
- ・広報紙等で周知を図ること。

議案第3号

- ・ホームページで公開されることを考慮し、慎重に扱うこと。
- ・台帳作成の根拠が法律に規定されたことを明確に伝えること。

中島会長より、答申の作成について次のとおり各委員に確認し、了承を得た。

これまでの議論を踏まえ、事務局で答申案を作成のうえ、本日の出席委員全員に確認してもらう。各委員からの意見は答申に反映させるが、最終的な判断は会長に任せていただきたい。

第4号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

【説明】事務局より、資料番号3に基づき説明

- (1) 新規登録分：①寒川町動植物調査事務(環境課)
②学校と警察との相互連携に係る事務(学校教育課)
③地域のせんせいふれあい推進事業事務(町立小中学校)
④学校と警察との相互連携に係る事務(町立小中学校)
⑤環境保全型農業直接支援対策事業事務(産業振興課)
⑥養育医療事務(子ども青少年課)
⑦特定不妊治療費助成金交付事務(子ども青少年課)
- (2) 変更分：特定健康診査・保健指導事務(保険年金課)
- (3) 廃止分：老人医療費助成事務(保険年金課)

【質疑】(凡例) ※：委員、→：事務局又は担当課

※ 特定不妊治療費助成金交付事務の個人情報の項目に「性別」が無いのはなぜか。
→ 様式に性別欄がない。夫・妻の記載があるので続柄の項目にチェックがある。

※ 登録簿の様式中「電子計算機処理」とは何か。今回提示された登録簿は全て「無」だが、電子計算機処理はしないのか。全て紙ベースでの処理か。

→ 電子計算機処理について調査の上、回答する。

※ 各課から登録に関する依頼文があるはずだが、資料に添付した方がよい。

→ 次回の報告から対応する。

第5号 その他

※ 災害時における独居老人に関する個人情報の取扱いについて、寒川ではどのように考えているか。次回の会議で説明してほしい。

4. 閉会

以 上